

旧学制下栃木県の小学校教員検定制度（三）
— 一九四一—四六年 —

丸山 剛史

宇都宮大学教育学部研究紀要 第68号 別刷

2018年2月28日

旧学制下栃木県の小学校教員検定制度 (三)

——一九四一—四六年——

丸山 剛史

一 研究の目的及び方法

本小論は、戦前日本の小学校・国民学校教員（以下、初等教員）検定制度史の府県比較事例研究の一環をなすものである。本小論では、栃木県を対象化した事例研究の第三報として同県の小学校教員検定制度が国民学校教員検定制度へと移行し、廃止に至る過程を明らかにすることを目的としている。

筆者は、第一報及び第二報において明治初年から一九四一（昭和一九）年の国民学校発足以前までを対象とし、『文部省年報』（各年度）の「栃木県学事年報」、「栃木県学事年報」、「下野私立教育会雑誌」、「栃木県報」（後、『栃木県公報』）の小学校教員検定制度関係記事を主な資料とし、栃木県の小学校教員検定制度関係規則の形成と展開の過程を検討してきた。

栃木県では「栃木師範学校規則」（二八七六年）、「栃木県学事条例」及び「公立小学校教員学業証明法」（以下「学業証明法」、いずれも八〇年）、「栃木県教員免許状授与規則」（八二年、以下「免許状授与規則」）、「小学校教員学力検定制験細則」（八七年）を経て、一八九二（明治二五）年、「小学校教員検定制等二関スル細則」（以下、「教員検定制等細則」）が制定された。一九〇〇（明治三三）年以降は同年一〇月に「小学校教員検定制及免許状二関スル規程」が制定されたが、〇一（明治三四）年三

月に改めて「小学校令実施規程」（以下「実施規程」）が制定され、教員検定のあり方が明らかにされた。一〇（明治四三）年二月には「小学校教員及幼稚園保母ノ検定制並免許状二関スル細則」（以下「小学校教員検定制細則」）も告示され、合否判定基準が公開され、教員検定制の実施方法がより詳細に明らかにされた。これにより栃木県では「実施規程」及び「小学校教員検定制細則」という二つの規則により検定制実施方法が規定されるようになった。その後、「実施規程」は四度、「小学校教員検定制細則」は六度の改正を経て国民学校期に移行する。

規定内容、（一）特に出願・検定制手続きの方法に関しては、「免許状授与規則」で願書や履歴書だけでなく「保証人ノ連署」を得て県令に願い出ることになった。「教員検定制等細則」では願書、履歴書に身体検査証が付加されるようになり、願書には「品行方正」に関する郡町村長の証明も必要とされた。一九一四（大正三）年改正「実施規程」では提出書類から身体検査証が削除されるが、市町村長が受験希望者の「操行」等を調査し「調査書」を作成することも義務づけられ、人物評価の要素は強化された。同じく一四年改正「実施規程」では「他府県在住者」に言及されるようになり、この頃までに他府県からの検定制受験者が増加するようになっていたと考えられる。

（二）試験実施時期及び回数に関しては、「学業証明法」では年に五回

試験を実施することとされたが、「教員検定等細則」では甲種検定は隨時とされたものの、乙種検定は正教員の場合には六月、准教員の場合には一〇月に各一回実施することとされ、試験回数は大幅に削減された。九七（明治三〇）年には正・准教員いずれも年二回（六・一〇月）実施に改められた。同年九月の「教員検定等細則」改正では臨時試験検定実施に関する規定も追加された。この点は「実施規程」にも引き継がれたが、〇八（明治四一）年改正「実施規程」により試験は毎年秋一回に削減され、以後実施時期・回数は一回及び臨時に実施されることとなる。

(三) 試験科目に関しては師範学校学科課程と比較する必要があるが、試験科目については「欠クコトヲ得」とされていた科目も一部課されるようになった。小学校本科正教員試験では手工・農業、小学校准教員試験では図画・音楽・手工、尋常小学校准教員試験では図画を課すよう改められた。

(四) 検定の方法・合否判定基準に関しては、栃木県の場合に告示あるいは県令で検定の合否判定基準等が一般に公開されていた点が着目される。先行研究で取り上げられた諸県では合否判定基準は内規として文書化され、一般には公開されていなかった。栃木県では当初は告示、後に県令として『栃木県公報』に掲載され、公開されており、他県と異なっていた。具体的には、「教員検定等細則」では試験検定各科目五〇点以上、平均六〇点以上とされたが、一九二〇（大正九）年改正「小学校教員検定細則」以降は各科目四〇点以上、平均六〇点以上に改められ、各科目の最低基準が引き下げられ、合格しやすくなったと考えられる。

(五) 検定手数料は、「教員検定等細則」では本科正教員一円、本科准教員及び専科正教員は五〇銭、専科准教員は三〇銭であったが、一八九九（明治三二）年改正「教員検定等細則」により正教員五〇銭、

准教員は二五銭へと減額された。一九〇〇年以降は「実施規程」により規定され、一四年改正「実施規程」において本科正教員は一円、専科正教員及び准教員は五〇銭に増額され、以後変化はなかった。

このように栃木県では一九一〇年以降、「実施規程」及び「小学校教員検定細則」で教員検定のあり方が規定されるようになり、二四年に「小学校教員検定細則」も県令で規定されるようになり、規定内容の面でも以後大きく変化することはなかった。したがって大正後半までに基本的な骨格が形成され、定着されたものと考えられる。

本小論では、対象とする時期を一九四一年から新学制発足までの四七（昭和二二）年三月まで（四六年度）を対象とし、『栃木県公報』（栃木県立文書館及び栃木県立図書館所蔵）及び栃木県教育会編集・発行『下野教育』誌（栃木県連合教育会所蔵）を主たる資料とし、栃木県の小学校教員検定関係規則の展開及び廃止に至る過程を検討する。分析に際しては、前報までと同様に（一）出願・検定手続きの方法、（二）試験の時期・実施回数、（三）試験科目、（四）検定の方法、判定基準、（五）手数料の有無及び金額に着目する。

なお、今回対象とする時期に関しては、先行研究で「国民学校令施行規則」改正や文部省普通学務局通牒により無試験検定の対象者が拡大していったことが指摘されるだけでなく、各府県において有資格教員輩出のために臨時試験検定あるいは無試験検定をセットにした臨時教員養成所あるいは教員養成講習会が開催されたことも明らかにされた^四。先行研究に促され、本稿作成のために調査したところ、栃木県内でも同様の有資格教員養成・供給の取り組みがあることがわかってきた^五。

そこで、栃木県内の有資格教員・供給の取り組みを付論として記しておく。補論ではまず『栃木県公報』の免許状授与者氏名により免許状授

与者数を確認する。その上で『栃木県公報』掲載の栃木県主催「国民学校初等科訓導養成講習会」、『下野教育』誌掲載の栃木県教育会主催「国民学校教員検定準備講習会」の記事を取り上げる。さらに、敗戦後に無試験検定により国民学校初等科訓導免許状を取得したという二人の元小学校教育員への聞き取りの内容も紹介し、検定制度運用の実際に迫りたい。

二 「国民学校教員及幼稚園保姆検定並免許状二関スル細則」制定

一九四一年二月二八日の「国民学校令」及「国民学校令施行規則」制定以後、最初に規定改正されたのは「小学校教員検定細則」であった^六。同年八月一五日、栃木県令第四六号により「小学校教員検定細則」が全面的に改められ、「国民学校教員及幼稚園保姆検定並免許状二関スル細則」(以下「国民学校教員検定細則」)が制定された。同改正は国民学校制度に対応するだけでなく、出願・検定手続きの方法、試験の実施時期、試験科目、検定手数料等が改められている。

出願・検定手続きは、従来「実施規程」により出願者は所定の願書、履歴書を市役所または町村役場に提出することとされていた。そして市町村長は出願者の「操行」等に関する「調査書」を作成し、郡役所を経由して県庁に提出することとされた(栃木県公立学校現職教員は調査書不要)。「国民学校教員検定細則」では出願者を「県内者」と「県外者」に分け、県内者は市町村長経由で知事へ、県外者は知事へ直接提出することとされた。市町村長は手数料を徴収した上で願書を知事に送付することとされ、調査書作成に関する記述は削除された。この他、戸籍抄本、写真の提出が求められるようになった。

検定、特に試験の実施時期は、従来「実施規程」により「毎年秋期二

於テ一回之ヲ施行ス：但シ必要ト認ムルトキハ臨時施行スルコトアルヘシ」とされ、毎年秋一回及び必要に応じて臨時試験検定を実施することとされていたが、「国民学校教員検定細則」では「試験検定ハ毎年一回之ヲ行フ但シ必要ニ依リ臨時之ヲ行フコトアルベシ」とされ、実施する季節に関する規定が削除された。

試験科目に関しては、「国民学校令施行規則」と比較すると本科訓導及び本科准訓導試験において「欠クコトヲ得」とされた科目(農業、工業、商業、外国語)のうち農業が課されていることがわかる。この点は一九一四年改正「実施規程」以降継承されており、ここに栃木県独自の判断があつたと思われる。しかし、現時点ではその経緯や理由は解明できていない。

検定(試験検定)の可否判定基準も各科目四〇点以上、平均六〇点以上は変化なく維持された。

検定手数料は、従来「県内者」「県外者」の区別はなかつたが、「国民学校教員検定細則」では「県内者」と「県外者」に分け、さらにいずれの教員種別に関しても従来の上の金額に増額された。

(旧)

本科正教員	一 円
専科正教員・准教員	五〇銭

(新)

訓導・保姆	県内者	三 円	県外者	四 円
准訓導		一円五〇銭		二 円

三 「国民学校令施行細則」制定

一九四二（昭和十七）年三月五日、栃木県令第一四号により「実施規程」が全面的に改められ、「国民学校令施行細則」が制定された七。

同改正では、第五五条において「国民学校職員ノ検定及免許状ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム」とだけ記された。従来は「実施規程」により試験検定及び無試験検定の実施時期及び回数、出願の手続き、試験検定における受験免除科目、検定手数料が規定されていたが、このときの規程改正では教員検定に関する条項はすべて別に定めることとされた。ただし別に定める規定の名称は明らかにされていない。教員検定に関する規定は前年に改められた「国民学校教員検定細則」以外に見あたらず、同細則が国民学校教員検定に関する規定であると考えられる。

四 「小学校教員検定細則」一部改正（一回目）

一九四四（昭和一九）年二月八日、県令第三号により「小学校教員検定細則」八の一部が改正された九。同改正は検定委員会、試験科目等に関する規定が改められている。変更点の多くは試験科目の科目名であり、これは一九四三年三月八日の「師範教育令」及び「師範学校規程」制定に対応した措置であったと思われる。

ただし、変更は科目名だけでなく、従来は「教育」が「理論」及び「実地」に分けられていたが、このときの改正で「理論」と「実地」の区別がなくなり、「一科目ト看做」されるようになっていた。

その他、初等科訓導の試験検定に「農業」が新たに課せられるように改められていた点も着目される。「国民学校令施行規則」では初等科訓

導の科目に関して「実業」は欠くことができるとされていたが、栃木県では「農業」を課すこととされた。

五 「小学校教員検定細則」一部改正（二回目）

一九四五（昭和二〇）年一月三〇日、県令第五一号により「小学校教員検定細則」の一部が改正された二〇。改正点は検定手数料に関するものであり、左記のように従来「県内者」「県外者」に分けて示されていた手数料が統一されるとともに増額された。

(旧)

訓導・保姆	県内者	県外者
准訓導	三 円	四 円
	一 円五〇銭	二 円

(新)

訓導・養護訓導・保姆	四 円
准訓導	三 円

六 「国民学校教員検定細則」一部改正（三回目）

一九四六年六月二八日、県令第二九号により「国民学校教員検定細則」の一部が改正された二一。改正点は検定手数料に関するものであり、前回改定から約半年でさらに三倍以上に増額された。

(旧)

訓導・養護訓導・保姆	四 円
准訓導	三 円

(新)

訓導・養護訓導・保姆

一五円

准訓導

一〇円

四六年九月の臨時県会において激しい物価高騰への対応を迫られ、当初予算のほぼ三倍にあたる追加更正予算案を審議したとされる^{二〇}。検定手数料の大幅増額は戦後のインフレーションへの対応であろうか。いずれにしても、確認した限り、これが最後の細則改正であった。

七 まとめにかえて

以上のようにみてきて、次のことは指摘しておきたい。

第一に、栃木県では「国民学校令施行細則」及び「国民学校教員検定細則」の二つの規則により国民学校教員検定のあり方が規定されていたことである。ただし、「施行細則」は「国民学校職員ノ検定及免許状ニ関スル規定ハ別ニ定ム」とだけ記され、実質的には、「国民学校教員検定細則」で規定されるようになった。

第二に、規定内容、特に試験検定試験科目に関して本科訓導及び准訓導試験に「農業」を課していたことである。四四年からは初等科訓導にも課されていた。「国民学校令施行規則」で欠くことができるとされた科目を課しており、ここに栃木県独自の判断があったと考えられる。

第三に、同じく規定内容に関して、検定受験申請の際の提出書類が追加され、検定手数料金額が敗戦後に二度も変更され増額されていたことである。受験申請の際の提出書類や検定手数料は府県により相違がある。こうした相違の意味も今後可能な限り検討したい。

これまでの検討により、栃木県の初等教員検定関係規則の名称や規定

内容を把握することができた。今後は栃木県内師範学校関係規則の検討、検定制度運用の実際に関する記録・資料の収集を進め、栃木県における初等教員検定が果たした役割を明らかにする。

補論

一 免許状授与者数Ⅱ教員検定実施状況

一九四〇（昭和一五）年から四六年までの『栃木県統計書』は確認されておらず^{二一}、刊行されていないと思われる。他府県でも刊行されたものは多くない。ただし、免許状授与者の氏名は『栃木県公報』に掲載されている。

栃木県立図書館及び栃木県立図書館所蔵『栃木県公報』を確認したところ欠号は六冊のみであり^{二四}、多くの場合、師範学校卒業生、試験検定、無試験検定の区別も記入されていた。確認し得た限りにおいて記せば、四一—四六年までの免許状授与者数は表のとおりである。

一九四三（昭和一八）年までは試験検定合格による免許状授与者がいるが、その後は無試験検定による授与者に限られる。『栃木県公報』を見ても試験検定実施の告示が掲載されるのは一九四三年度までである^{二五}。次節で述べる国民学校初等科訓導養成講習受講者も無試験検定により免許状授与されることが明記されている。四四年四月一八日には無試験検定により初等科訓導免許状を授与された者が一二〇名いるが、免許状授与者数が五〇名以上あるいは三桁の場合には特別な措置が採られていたのではないだろうか。

表1 第二次大戦中・戦後の栃木県における教員免許状授与者数

年	月	日	県公報	告示	種別	免許種	人数	備考																													
1941	2	14	1407		76	試験	小本正	6	・1940年12月11日付免許状授与																												
							専本正	47																													
							小 准	2																													
							専 准	31																													
							小専正	18																													
							(内訳)	裁縫		10																											
								農業		2																											
								商業		1																											
								図画		2																											
								英語		3																											
1941					77	無試験	小本正	6	・1940年12月11日付免許状授与																												
							専本正	15																													
							小 准	3																													
							専 准	6																													
							小専正	5																													
							(内訳)	裁縫		2																											
								農業		2																											
								家事		1																											
							1941	3		28	1419	156	無試験	小 准	3	・3月20日付免許状授与 ・免許状番号：1-33																					
														小本正	106	・3月24日付免許状授与																					
小本正	103	・3月13日付免許状授与																																			
本科調導	13	・1941年12月27日付免許状授与																																			
准調導	3	・免許状番号：315-395																																			
1942	1	20	1501		32	無試験	初等科調導	43																													
							専科調導	5																													
							初等科准調導	15																													
							本科調導	3		・1941年12月27日付免許状授与																											
							初等科調導	5		・免許状番号：262-314																											
					33	試験	初等科准調導	35																													
							専科調導	10																													
							本科調導	108		・3月11日付免許状授与																											
							本科調導	1		・6月18日付免許状授与																											
							本科調導	3		・3月20日付免許状授与																											
1942	8	20	1661		395	試験	(内訳)	農業	10	・免許状番号：679-708																											
								音楽	1																												
								習字	1																												
								図画	1																												
								裁縫	5																												
							准調導	1																													
							初等科准調導	42																													
							養護調導	6																													
							1943	3	13		1516	132	-	無試験	本科調導	13	・1943年3月20日付免許状授与 ・免許状番号：600-678																				
															初等科調導	35																					
准調導	6																																				
専科調導	7																																				
(内訳)	農業	3																																			
	裁縫	4																																			
	初等科准調導	15																																			
1943	9	3	1665	423	女師	本科調導				125					・3月20日付免許状授与 ・免許状番号：408-532																						
										1943					9	25		1671	453	-	初等科准調導	19	・8月31日付免許状授与 ・免許状番号：766-785														
																						1943	10	5	1674	465	師範	本科調導	122	・9月25日付免許状授与 ・免許状番号：786-907							
							1943	11	24		1687	530	-	初等科調導			150												・10月16日付免許状授与 ・免許状番号：908-1057								
																	1944												3	28	1722	105	無試験	初等科調導	65	・3月20日付免許状授与	
																																		本科調導	150		
																																		初等科調導	120		
																																		初等科准調導	16		
																																		本科調導	5		・11月8日付免許状授与
																																		1944	12		5
准調導	1																																				
初等科准調導	5																																				
専科調導	3																																				
1945	3	27	1812	90	師範	本科調導	158	・1944年9月18日付免許状授与																													
						無試験	91		・2月28日付免許状授与																												
						無試験	92																														
						初等科調導	32																														
						本科調導	85			・3月21日付免許状授与																											
						1945	3			30	1813	296	師範	本科調導	165	・9月25日付免許状授与																					
														本科調導	4		・10月31日付免許状授与																				
														初等科調導	13																						
														専科調導	1																						
														(内訳)	農業			1																			
養護調導	2																																				
養護調導	1																																				
1946	11	1	1912	494	無試験			養護調導	2					・10月31日付免許状授与																							
								12	3					1918	527			無試験	養護調導	1	・11月25日付免許状授与																

注1. 『栃木県公報』（1941年～47年3月）より作成
 注2. 「-」は無記入
 注3. 小学校本科正教員を「小本正」と表記するなど、教員種別を一部略記した。

二 国民学校初等科教員養成講習、国民学校教員検定準備講習会

(一) 栃木県主催「国民学校初等科教員養成講習」

一九四一年三月二二日発行の『栃木県公報』第一四一七号掲載の栃木県告示第一四六号は「国民学校初等科教員養成講習」開催に伴う受講者募集を告知している一六。

栃木県告示第四百四十六号

国民学校初等科教員養成講習ヲ開設ス、受講希望者ハ左記要領了知ノ上
 上本月二十五日迄ニ当庁ニ到達ノ日取ヲ以テ願書ヲ差出スベシ

昭和十六年三月二十二日

一、募集人員

約五十名

栃木県知事 山 縣 三 郎

二、出願資格

高等女学校卒業生及専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者及一般専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クルノ資格ヲ有スル者（例、甲種程度ノ実業女学校卒業生ノ如キ）ニシテ満二十七歳未滿ノ女子

三、講習期間

三箇月

四、受講者ハ受講料トシテ金拾円ヲ納付スベシ

五、講習修了者ニ対シテハ其ノ成績ニ依リ無試験検定ヲ以テ国民学校初等科教員ノ免許状ヲ授与ス

六、受講出願者ニ対シテハ算術、国語（講読／作文）ノ学科試験及人

物検査、身体検査ヲ行ヒ許否ヲ決定ス

七、選抜試験ニ合格セザル者ニシテ代用教員ヲ希望スル者ハ其ノ成績

ニ依リ代用教員ニ採用ス

八、出願手續

志願者ハ別記様式ニ依ル願書ニ選抜考査料金壹円為替又ハ現金及

左記書類ヲ添ヘ封皮ニ「教員養成講習願書」ト記シ本庁教育課宛

提出スベシ（様式省略 引用者）

同講習は栃木県が開設し、高等女学校卒業者等を対象とし三ヶ月間にわたり実施するものである。募集人員は約五〇名と明記されている。受講者は学科試験、人物検査、身体検査により選考されることになっていった。教員検定との関係に関しては、「講習修了者ニ対シテハ其ノ成績ニ依リ無試験検定ヲ以テ国民学校初等科教員ノ免許状ヲ授与ス」とされ、受講の成績を考慮し、無試験検定が実施されることになっていた^{一七}。

(二) 栃木県教育会主催「国民学校教員検定試験準備講習会」

一九四一年七月一〇日発行の『下野教育』第四九七号に「国民学校教員検定試験準備講習会要項」と題する記事が掲載されている^{一八}。

国民学校教員検定試験準備講習会要項

一、会期及会場 自八月一日至八月八日 八日間 栃木県教育会館

二、定員 三百名 定員超過ノ場合ハ入会ヲ謝絶スルコトアルベシ

三、講師及科目

教育科 学校管理法

栃木県視学 寺内 政信

教育学 栃木県師範学校教諭 藤本 顕久

教授法 栃木県女子師範学校教諭 志賀 匡

備考(一) 程度ハ国民学校初等科訓導受験程度トス

四、聴講料 聴講料ハ金貳円トシ申込ト同時ニ振替口座東京二一

五、講習員資格 現ニ学校ニ奉職スル教員及将来教員志望者

六、申込期限 昭和十六年七月二十七日

七、申込所 栃木県教育会(振替口座東京二一五一〇番)

八、講習時間 毎日午前八時ヨリ午後三時迄トス

九、其他 受講者ニハ其出席ヲ査定シ修了証ヲ授与ス

(受講申込書省略 引用者)

主催 栃木県教育会

同講習会は栃木県教育会が主催し、現職教員及び教員志望者を対象に県視学及び師範学校教員が講師となり、「国民学校初等科訓導受験程度」の「教育科」の講習を行うこととされていた。定員は三百名とされ、受講者には「出席ヲ査定」し、「修了証ヲ授与」することが記されていた。同講習会は予定通り実施されたとみられ、『下野教育』第四九八号には講習会を撮影した写真が掲載されている(図1参照)^{一九}。

三 敗戦後に無試験検定により教員免許状を取得した二人の教員

調査の過程において敗戦後に無試験検定により国民学校初等科教員の免許状を取得したという二人の元教員に聞き取りを行うことができた。今後の検討のために記しておく。

一人は栃木県内の元小学校教員の女性である^{三〇}。昭和初年に生まれ、敗戦前に栃木県内の高等女学校を卒業し、国民学校助教を務めていた。高女卒業の際に担任から「あなたは身体が弱いからとても学校工場は無理ですから学校の先生になったほうがいいですよ」と勧められ教職に就くことにしたという。



図1 教員検定準備講習会の状況

敗戦後も助教として勤務し、無試験検定に繋がる講習を受講することになった。同教員が所持していた履歴書写しには「地方教官養成講習」と記されているが、講習の正式な名称は定かでない。履歴書には「昭和21年10月9日」の日付が記入されている。講習修了式の際に撮影した写真も残されており、写真が貼り付けられたアルバムには「昭和二十一年十一月十九日／相生小で初訓の講習を三ヶ月受けて最後の修了式の記念撮影」と添え書きされている（図2参照）。



図2 初等科訓導養成講習修了者を撮影した写真

受講者に関しては、講習受講希望者全員が受講できたわけではなく、選考が行われ受講者に制限が加えられたようである。元教員は次のように語った。

「同じ学校から二人、一人の方は落ちちゃったんですよ。…申し出て全員がやったわけではないですよ、これはね。」

講習は栃木県足利市内において三ヶ月間開催されたという。講師は足利地区の校長などであったとされる。元教員は前記の写真を見ながら受講者は四八名（内訳は男性三名、女性四五名）であったと語った。すべて国民学校助教であったという。

講習を担当した講師たちは「あなたたちは師範出に匹敵するような力をつけてあげます」と言ったという。講習内容は記憶していないが、一人ずつ研究授業をしたことは覚えているという。

もう一人は同じ講習を受講したという元小学校教員の男性である^{二二}。大正末年に栃木県足利市に生まれ、一九四四年に旧制中学校を卒業。同年、国民学校助教となるための試験（面接試験）を経て助教となったという。四五年六月に入営し、同年九月に除隊、再び足利市内の国民学校に助教として勤務した。四六年四月以降に初等科訓導（養成）講習会を知り受講した。

講習は毎週土曜日の半日、夏期休業期間は毎日行われたという。講習内容に関しては、倫理、音楽概論、音楽実技、国文学（源氏物語）、教育学、体育を学んだとされる。講師には地元の小学校教員のほか師範学校教員もいたという。試験は科目ごとに実施され、最終試験はなかった。そして無試験検定により国民学校初等科訓導の教員免許状を取得した。同教員の元勤務校に保存されていた履歴書^三には、「昭和21年5月1

日から21年10月30日まで 初等科教員養成講習」、「昭和21・12・31 無

試験検定に合格したるを以て国民学校初等科教員たることを免許す」と記されていた。

一九四六年の夏から秋にかけて栃木県足利市内で助教を対象とした初等科訓導養成講習が実施され、講習受講者は無試験検定により教員免許状を取得したと考えられる。同様の事例の有無や記録を探索し追究を深めたい。

付記 本研究は、科学研究費補助金（二六三八一〇一一、基盤研究（C）「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究」、研究代表者・丸山剛史）の助成を受けたものである。

謝辞 『栃木県公報』等の閲覧、写真撮影に際しては栃木県立図書館の職員の皆様に、『下野教育』誌の閲覧、写真撮影に際しては栃木県連合教育会の職員の皆様に、無試験検定出身教員のご紹介と聞き取りに関しては名瀬后江先生と佐藤行雄先生に大変お世話になりました。記して深く感謝します。

補足 前報・二四ページにおいて「第四に、宇都宮市立女子技芸学校卒業生に対して無試験検定が行われていたことである」と記し、同校卒業の特典として無試験検定が適用されるかのように記したが、本文二二ページに記したように同校卒業生は個人申請により無試験検定を受験することにしている。本文の記述が正確である。ご注意願いたい。

一 拙稿「旧学制下栃木県の小学校教員検定制度（二）——一九〇〇年

- 以前——』『宇都宮大学教育学部研究紀要 第一部』第六六号、二〇一六年、一—二〇ページ、同「同上(二)」——一九〇〇年八月以降——』同上誌、第六七号、二〇一七年、一七—四八ページ。
- 二 秋田県に關しては釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説 ——小学校教員検定制度を中心に——』(学文社、二〇一二年)、宮城県に關しては笠間賢二『一九二〇年代半ば以降の小学校教員検定制度 ——無試験検定の拡充——』(『宮城教育大学紀要』第四九卷、二〇一五年、二二—二二六ページ)等を参照されたい。
- 三 釜田、前掲書、二〇一二年。
- 四 拙稿「第二次大戦中・戦後の国民学校教員検定制度」『宇都宮大学教育学部紀要 第一部』第六三号、二〇一三年、二—四二ページ。府県ごとの先行研究に關しては上記の論文中に掲げた先行研究を参照されたい。
- 五 栃木県史編さん委員会編『栃木県史 史料編 近現代八』(栃木県、八六—八六六ページ)には、一九四二年制定「栃木県特設国民学校教員養成所規程」が収録されている。同養成所は戦没者寡婦を対象とした初等科准訓導養成の機関である。定員は二〇名。
- 六 栃木県令第四六号「国民学校教員及幼稚園保姆検定並免許状ニ關スル細則」『栃木県公報』第一四五九号、一九四一年八月一日、四五—五八ページ。
- 七 栃木県令第一四号「国民学校令施行細則」『栃木県公報』号外、一九四二年三月五日、一—二一ページ。
- 八 「国民学校教員及幼稚園保姆検定並免許状ニ關スル細則」の誤りではないか。ここでは『栃木県公報』での表記に従う。一九四五年県令第一五号も同じ。
- 九 栃木県令第三号、小学校教員及幼稚園保姆検定並免許状ニ關スル細則

(ママ) 中改正、『栃木県公報』第一七〇八号、一九四四年二月八日、七一—〇ページ。

一〇 栃木県令第五一号、小学校教員及幼稚園保姆検定並免許状ニ關スル細則(ママ) 中改正、『栃木県公報』第一八四八号、一九四五年一月三〇日、一ページ。

一一 栃木県令第二九号、国民学校教員及幼稚園保姆検定並免許状に關する細則中改正、『栃木県公報』第一八八五号、一九四六年六月二八日、三五—四〇ページ。

一二 栃木県議會図書・広報委員会『栃木県議會史 第四卷』栃木県議會、一九八九年、一三三—三三三ページ。

一三 国立国会図書館一般考査部編集発行『明治以降都道府県統計書總合目録』、一九五八年、二—二四ページ。『大正・昭和年間府県統計書集成』及び『都道府県統計書集成 戦後編』雄松堂フィルム出版。

一四 通し番号が付された冊子で欠号のものは次のとおり。一四二二(一九四一年)、一五九六(四二年)、一八四二(四五年)、一八七八、九五、九六、一九二四(四六年)の各号。「号外」に掲載された可能性もあるが、欠本の号外の有無は不明。

一五 筆者が『栃木県公報』を一ページずつ繰って確認したところ、一九四三年度の試験検定として一九四四年三月一六日以降に開始された試験検定が戦中最後の試験検定であったと思われる(栃木県告示第五四号、『栃木県公報』第一七一—一七二号、一九四四年二月一八日、二三—二四ページ)。戦後の試験検定実施の告示は今のところ見あたらない。

一六 栃木県告示第一四六号、国民学校初等科教員養成講習要項、『栃木県公報』第一四一七号、一九四一年三月二二日、三〇—三〇一ページ。

一七 栃木県議會図書・広報委員会『栃木県議會史』掲載の予算案(歳出)

を確認すると一九四三年度及び四四年度の「第七款 教育費」「11 学事諸費」のなかに「訓導養成費」（四三年度）、「初等訓導養成」（四四年度）という事業名が記されている。四三、四四年度にも教員養成講習が実施された可能性がある。

一八「国民学校教員検定試験準備講習会要項」『下野教育』第四九七号、一九四一年、一六ページ。一九三六年にも栃木県教育会による教員検定準備講習会が開催されている。講習会開催を知らせる記事は『下野教育』第四四五号（一九三六年二月）だけでなく、『教育時報』（大阪府教育会、第一一巻七月号、一九三六年七月、六五ページ）にも掲載されていた。

一九『下野教育』第四九八号、一九四一年、八ページ（栃木県連合教育会所蔵）。

二〇元小学校女性教員への聞き取り、二〇一〇年二月一日、元小学校女性教員宅にて。

二一元小学校男性教員への聞き取り、二〇一一年一月二十九日、元小学校男性教員宅にて。

二三元教員が自発的に履歴書を取り寄せ、複写物を筆者に送付して下さった。丁寧な対応に感謝したい。

資料 栃木県小学校教員検定制度史料 (三三) (稿)

凡例

- 一、本資料は、小学校教員検定に関する県令等を採録した。
- 一、配列は編年とした。
- 一、資料の記載は、資料番号・標題・本文・出典とした。
- 一、資料の掲載にあたって漢字は旧字体を新字体に改めた。

〔一〕国民学校教員及幼稚園保姆検定並免許状ニ関スル細則

栃木県令第四十六号

大正十三年十二月栃木県令第八十三号小学校教員及幼稚園保姆検定並免許状ニ関スル細則左ノ通改正ス

昭和十六年八月十五日

栃木県知事 山縣三郎

国民学校教員及幼稚園保姆検定並免許

状ニ関スル細則

第一条 試験検定ハ毎年一回之ヲ行フ但シ必要ニ依リ臨時之ヲ行フコトアルベシ

無試験検定ハ隨時之ヲ行フ

第二条 検定ヲ受ケントスル者ハ左ノ願書ヲ県内者ハ居住地市町村長ヲ

経県外者ハ直接知事ニ差出スベシ

一 願 書 (第一号様式)

二 履 歴 書 (第二号様式)

三 国民学校令施行規則第九十四条各号ノ規定ニ該当セザル旨ノ市町

村長ノ証明書(現ニ本県公立学校教職員ノ職ニ在ル者ハ要シセズ)

四 身体検査書(試験検定ヲ受ケル場合ハ要セス)

五 戸籍抄本

六 第十六条ノ規定ニ依リ授与セラレタル成績証明書又ハ第三十六条第

二項ノ規定ニ依リ授与セラレタル証明書ヲ有スル者ハ其ノ各写但シ

他ノ府県ニ於テ授与セラレタルモノナルトキハ其ノ授与証明書

七 国民学校令施行規則第百三条各号ノ規定ニ該当スル者ハ其ノ免許

状授与証明書(本県ニ於テ授与セラレタル場合ハ其ノ写) 学校卒

業証明書(又ハ修了証明書) 又ハ合格証明書

八 写真(出願前六月以内ニ脱帽ニテ撮影シタルモノ裏面ニ検定ノ種

類、本籍、氏名、生年月日及撮影年月日ヲ記載スベシ)

九 其ノ他養護訓導ノ試験検定出願者ハ看護婦免許状授与証明書、無

試験検定ニ於テハ出願資格ヲ証明スベキ書類

二種類以上ノ検定ヲ併願スル者ハ願書ヲ各別紙ニ作成スベシ

第三条 市町村長前条ノ願書ヲ受理シタルトキハ手数料ヲ徴シ其ノ額

及之ガ収入済ノ旨並収入年月日ヲ願書ニ記載シ知事ニ之ヲ送付スベシ

第四条 検定ヲ受ケントスル者ハ一種類ノ検定ニ付左ノ手数料ヲ納付ス

ベシ

納付者別		県内外別	
訓導	保姆	県内者	県外者
准	准	参圓	四圓
訓	訓	壹圓五拾錢	貳圓
導	導		

師範学校規程ニ依ル国民学校職員講習科又ハ国民学校職員養成ヲ目的トスル講習、教員養成所ソ修了若ハ卒業シタル者ニシテ検定ヲ受クル場合ハ手数料ヲ徴収セザルコトヲ得

第五条 既ニ納付シタル検定手数料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ還付セズ

第六条 第二条及第四条ノ規定ニ於テ県内舎トハ本県ニ本籍及住所ヲ有スル者ヲ謂フ本籍ヲ有セザルモ県内ニ六月以上住所ヲ有シ尚引続キ居住スル者及本県公立学校教職員タル者ハ之ヲ県内舎ト看做ス

前二項ニ該当セザル者ハ之ヲ県外者トス

第七条 不正ノ方法ニ依リ検定ニ合格シタル者其ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ取消スコトアルベシ

第二章 検定委員及検定委員会

第八条 常任検定委員ノ定数ハ之ヲ十五名トス

第九条 検定委員ハ教育事務ニ従事スル県官吏及師範学校職員中ヨリ之ヲ命ス但シ特別ノ事情アルトキハ他ノ官吏又ハ県立学校職員中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ得

教育事務ニ従事スル県官吏タル検定委員ニシテ教育事務ニ従事セザルニ至リタルトキ及師範学校職員タル検定委員ニシテ他ニ転ジタルトキハ当然検定委員ヲ免ゼラレタルモノトス

第十条 検定委員会ハ検定委員長ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ招集ス

第十一条 検定委員会会長事故アルトキハ教育課長、視学官及他ノ官吏タル常任検定委員順次之ヲ代理ス

第十二条 検定委員会ハ検定委員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ会議ヲ開クコトヲ得ズ

検定委員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十三条 検定委員会ハ特別ノ事情ニ依リ会議ニ依ラズシテ回議ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三章 試験検定

第一節 通 則

第十四条 国民学校令施行規則第九十八条但書ノ規定ニ依リ本科訓導及本科准訓導ノ試験科目ニ於ケル工業、商業、外国語ハ之ヲ欠ク

第十五条 養護訓導ノ試験検定ニ関シ国民学校令施行規則第一百五条第三号ニ該当スル者ハ現ニ二学校ニ二年以上勤務シ成績優良ト認ムル者トス

第十六条 試験検定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セザルモ佳良ナル成績ヲ得タル試験科目アルトキハ其ノ証明書ヲ授与ス

第二節 試験施行手続

第十七条 試験検定ノ施行ハ其ノ種類、期日、場所及其ノ他必要ナル事項ヲ予メ告示ス

第十八条 検定委員会会長ハ試験検定ノ都度検定委員ノ試験科目及試験事務ノ担任ヲ定メ検定委員ニ之ヲ通知ス

当該担任ノ検定委員事故アルトキハ検定委員会会長ハ他ノ検定委員ヲシテ之ヲ代理セシム

第十九条 試験問題ハ試験科目担任ノ検定委員ノ發案ニ依リ検定委員会会長之ヲ定ム

検定委員会会長必要アリト認ムルトキハ前項ノ試験問題ニ付他ノ検定委員ヲシテ之ヲ査閲セシムルコトヲ得

第二十条 試験科目担任ノ検定委員ハ試験期日ニ二週間前ニ試験問題ヲ發案シ検定委員会会長ニ之ヲ提出スベシ

第二十一条 第十九条ノ規定ハ試験答案ノ採点ニ之ヲ準用ス

第二十二条 試験科目担任ノ検定委員ハ試験答案ノ送付ヲ受ケタル日ヨ

第二十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ専科訓導ノ試験検定ニ於テ修身、国語、国史、数学ニ関シ普通ノ学力ヲ有スル者ト認ム

一 中学校、高等女学校及公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ卒業者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ試験

国民学校教員試験 検定ニ於テ成績 証明書ヲ受ケタル 者							専門学校入学者検 定規定ニ依リ一般 ノ専門学校入学ニ 関シ無試験検定ヲ 受クルノ資格ヲ有 スル者(女子)
保母	養護訓導	専科訓導	本科准訓導	初等科訓導	本科訓導	其ノ他ノ実業学 校卒業者	修身 教育 漢文 国史 物理 化学 手工 音楽 科目
	証明書ヲ授与セラルタル科	証明書ヲ授与セラルタル科				修身 教育 国史 手工 音楽 科目	修身 教育 国史 手工 音楽 科目
理科以外ノ証明書ヲ授与セラルタル科目	同上	同上			証明書ヲ授与セラルタル科	手工 音楽 科目	手工 音楽 科目
同上	同上	同上	証明書ヲ授与セラルタル科	同上	同上	音楽 科目	音楽 科目
					証明書ヲ授与セラルタル科	学校 教育 衛生 科目	修身 教育 衛生 科目
	証明書ヲ授与セラルタル科	証明書ヲ授与セラルタル科		証明書ヲ授与セラルタル科	同上	手工 音楽 科目	修身 教育 国史 手工 音楽 科目

国語及漢文				保育		教育		公民科	修身	試験科目	検定ノ種類				
漢文	習字	作文	講読	実地	理論	実地	理論					本科	初等科	本科	初等科
二	一	二	三			不定	四	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	二	二			不定	三	二	二	二	二	二	二	二	二
	一	二	漢文 講読				二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一	二	漢文 講読				二	二	二	二	二	二	二	二	二
			一 講読				一		二		二		二		二
							三	二	二		二		二		二
	一	二	講読	不定	二		三		二		二		二		二

第三十条 試験検定ニ於ケル各試験科目ノ配當時数ハ左表ニ依ル

第四節 試験検定各科目配當時数

第二十八条 前条ニ該当セザル者ニシテ国民学校専科訓導ノ試験検定ヲ受クル者ニ付テハ修身、国語、国史、数学ニ関シ学力ノ検定ヲ行フ

第二十九条 国民学校令施行規則第七條ノ規定ニ依リ他ノ府県ノ試験検定ニ於テ授与セラレタル成績証明書ハ之ヲ本県ニ於テ授与シタルモノト看做ス

三 国民学校本科訓導、同初等科訓導、同本科准訓導又ハ保母ノ試験検定ニ於テ第十六條ノ規定ニ依リ修身、国語、国史、数学ノ成績証明書ヲ受ケタル者

二 実業学校令ニ依リ設置セラレタル国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校卒業者

一 合格シタル者若ハ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クルノ資格ヲ有スル者

二 実業学校令ニ依リ設置セラレタル国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校卒業者

三 国民学校本科訓導、同初等科訓導、同本科准訓導又ハ保母ノ試験検定ニ於テ第十六條ノ規定ニ依リ修身、国語、国史、数学ノ成績証明書ヲ受ケタル者

二 実業学校令ニ依リ設置セラレタル国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校卒業者

一 合格シタル者若ハ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クルノ資格ヲ有スル者

学校衛生	習字	武道		裁縫		家事		体操		音楽		手工(工作)		図画	工業		商業		農業		理科				数学				外国語(英語)		地理	歴史		
		実地	理論	実地	理論		実地	理論	実地	理論	実地	理論	簿記	珠算	幾何	代数学	算術	実地	理論	実地	理論													
																														化学			物理	博物
					不定	一	不定	一	不定	一	不定	一	不定	一	四					不定	二	不定	三	不定	三			一		四			二	二
					不定	一		不定	一	不定	一	不定	一	二						不定	二	不定	三	理論		一	三					二	二	
					不定	一	不定	一	不定	一	不定	一	二					不定	二	三	理論						一	二			二	二		
					不定			不定		不定		不定		二						同上	二						一	二			二	二		
	二	不定	二	二	三	不定	二	不定	二	二	二								二	不定	二			二	二									
二					不定	一		不定	一	不定	一	不定	一	二						二	理論											二	二	

第五節 試験検定ノ判定

第三十一条 試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ表ス

各試験科目ノ点数ハ百点ヲ以テ定トス但シ試験科目中一試験科目ヲ数分科ト為シタルモノハ各定ムル点数ヲ以テ定トス
各試験科目ノ分科及定トハ別表ニ依ル

第三十二条 本科訓導、初等科訓導ノ試験科目ニ於テ教育、理科ノ理論及実地、保姆ノ試験科目ニ於テ保育ノ理論及実地ハ第三十三条ノ適用ニ付テハ各之ヲ一科目ト看做ス

第三十三条 各試験科目ノ得点四十点以上平均六十点以上ノ者ヲ以テ合格者トス但シ各分科ノ得点ハ定トス三分ノ一以上トシ本科訓導初等科訓導ノ試験科目教育ノ実地並保姆ノ試験科目保育ノ実地及選科訓導ノ専科訓導ノ専科ノ試験科目ニ在リテハ其ノ得点六十点以上タルヲ要ス
第三十四条 第十六条ノ規定ニ依リ成績証明書ヲ受ケタル当該試験科目ハ前条本文ノ得点計算ニ付テハ之ヲ六十点ト看做ス

第三十五条 本科訓導、初等科訓導ノ教育ノ実地並保姆ノ保育ノ実地ハ他ノ試験科目ニ付第三十三条ノ得点アル者ニ付テノミ之ヲ行フ

第三十六条 第三十三条ノ得点アリタル者ニ付テハ爾後学科試験ヲ欠ク前項ニ規定スル者ニ対シテハ其ノ証明書ヲ授与ス

第三十七条 第十六条ノ規定ニ依リ成績証明書ヲ授与スベキ試験科目ノ得点数ハ之ヲ六十点以上トス

第三十三条但書中分科ニ関スル規定ハ前項ノ得点ニ之ヲ適用ス
第五章 無試験検定

第三十八条 国民学校教員及保姆ノ無試験検定ヲ行フベキ者ハ左表ニ依ル

第三十九条 前条ノ規定ニ該当セザル者ト雖モ檢定委員會ニ於テ特ニ適
 当ト認メタル者ニハ無試験檢定ヲ行フコトヲ得

第六章 免 許 状

第四十条 国民学校令施行規則第九十一条ノ規定ニ依リ免許状ノ書換又
 ハ再渡ヲ出願セントスルトキハ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ知事ニ之ヲ申請
 スベシ

一 改氏名ニ依ル書換ナルトキハ其ノ免許状及改氏名ヲ証スベキ戸籍
 抄本又ハ之ニ準ズベキモノ

二 毀損ナルトキハ其ノ免許状及事由書並戸籍抄本

三 亡失ナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後執リタル処置ヲ記載シタル書
 面、亡失ニ付テノ警察署（又ハ之ニ準ズベキ者）ノ証明書、戸籍

抄本並免許状ニ関スル事項（氏名、生年月日、免許状ノ種類、免
 許状番号及免許状ヲ受ケタル年月日ヲ記載シタルモノ）

第四十一条 知事ハ前条第一号ノ場合ニハ免許状ニ於ケル氏名ヲ訂正シ
 且訂正ニ関スル事項ヲ裏書ノ上本人ニ之ヲ返付シ同第二号及第三号ノ
 場合ニハ新ニ免許状ヲ作成シ再交付ニ関スル事項ヲ裏書ノ上本人ニ之
 ヲ交付ス

第四十二条 国民学校教員（養護訓導ヲ含ム）及保姆免許状並第十六条、
 第三十六条第二項ノ規定ニ依リ授与スベキ証明書ハ第三号乃至第九号
 様式ニ依ル

第四十三条 免許状ノ書換又ハ再渡ヲ出願セントスルトキハ手数料トシ
 テ金参拾錢ヲ納付スベシ
 第五条ノ規定ハ前条ニ規定スル手数料ニ之ヲ準用ス

附 則

第四十四条 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十五条 本令施行ノ際従前ノ規定ニ依ル試験檢定ニ於テ成績証明書
 ヲ授与セラレタルモノハ本令ニ依リ之ヲ授与シタルモノト看做ス

第四十六条 本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ出願シタル無試験檢定ニ付
 テハ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

第四十七条 明治四十一年七月栃木県告示第二百六十七号小学校教員試
 験檢定科目省略ノ件ハ之ヲ廢止ス

（第一—九号様式 省略 編者）

別表

一、本科訓導

100	身 修	教育
100	科 民 公	教育
40	育及原教史教理育	教育
30	法 授 教	教育
30	法 理 管	教育
100	計	教育
50	文 法 及 講 讀	国語
30	文 作	国語
20	文 漢	国語
100	計	国語
50	史 国	歴史
50	史 歴 国 外	歴史
100	計	歴史
40	理 地 本 日	地理
40	理 地 国 外	地理
20	文 人 及 文 地	地理
100	計	地理
30	何 幾	数学
30	数 代	数学
30	術 算	数学
10	算 珠	数学
100	計	数学
25	物 動	博物
25	物 植	博物
25	物 鋳	博物
25	理 生	博物
100	計	博物
100	驗 實	物理及化学
50	理 物 化	物理及化学
50	学 学 論	物理及化学
100	計	物理及化学
100	驗 實	家事
100	科 民 公	家事
30	論 理	家事
70	地 実	家事
100	計	家事
70	論 理	裁縫
70	地 実	裁縫
100	計	裁縫
100	字 習	習字
60	画 在 自	图画
40	画 器 用	图画
100	計	图画
20	典 樂	音楽
40	用 使 器 樂	音楽
40	歌 唱	音楽
100	計	音楽
30	論 理	体操
70	地 実	体操
100	計	体操
40	論 理	手工
60	地 実	手工
100	計	手工
100	業 農	農業
100	地 実 育 教	農業

二、初等科訓導

100	身修		
100	科民公		
40	理原育教	理	教育
30	法授教		
30	法理管	論	
100	計		
100	論理育保		
50	讀講		國語
30	文作		
20	字習		
100	計		
100	史歷		
100	理地		
80	算筆	算	術
20	算珠		
100	計		
100	史歷		
100	理地		
100	物博	理	科
100	理物		
100	学化		
100	画図		
30	論理	手	工
70	地実		
100	計		
20	論理	音	樂
40	歌唱		
40	樂器		
100	計		
30	論理	體	操
70	地実		
100	計		
30	論理	裁	縫
70	地実		
100	計		
100	地実育保		

三、本科准訓導

100	身修		
100	科民公		
100	育教		
40	讀講	國	語
20	文作		
20	字習		
20	文漢		
100	計		
100	史歷		
100	理地		
80	算筆	算	術
20	算珠		
100	計		
50	物博	理	科
50	理物		
50	学化		
30	論理	裁	縫
70	地実		
100	計		
30	論理	家	事
70	地実		
100	計		
30	論理	體	操
70	地実		
100	計		
100	(画在白)画図		

四、初等科准訓導

100	身修		
100	科民公		
100	育教		
40	讀講	國	語
20	文作		
20	字習		
20	文漢		
100	計		
100	史歷		
100	理地		
80	算筆	算	術
20	算珠		
100	計		
50	物博	理	科
50	理物		
50	学化		
100	操體		
100	縫裁		
100	画図		
100	樂音		
100	工手		

五、專科訓導

100	身修		
100	語國		
100	史國		
100	学數		
100	要大育教		
40	論理	專	科目
60	地実		
100	計		

六、養護訓導

100	身修		
100	学數		
100	育教		
100	生衛校学		

七、幼稚園保姆

100	身修		
40	理原育教	教	育
30	法授教		
30	法理管		
100	計		
100	論理育保		
50	讀講	國	語
30	文作		
20	字習		
100	計		
80	算筆	算	術
20	算珠		
100	計		
100	史歷		
100	理地		
100	物博	理	科
100	理物		
100	学化		
100	画図		
30	論理	手	工
70	地実		
100	計		
20	論理	音	樂
40	歌唱		
40	樂器		
100	計		
30	論理	體	操
70	地実		
100	計		
30	論理	裁	縫
70	地実		
100	計		
100	地実育保		

甲 号 表

数	目	科学	
間	身	修	
時	育	教	
30	漢	国	
100	史	歴	
50	理	地	
50	術	算	数
70	数	代	
30	何	幾	理
30	物	博	
50	化	物	
70	学	理	
30	民	公	
30	画	図	
30	工	手	
30	楽	音	
50	操	体	
30	事	家	
30	業	農	

備考

- 一、本科訓導ノ成績証明書ヲ受ケタル科目及専科訓導ノ免許状ヲ有シ又ハ成績証明書ヲ受ケタル専科目ハ本表ノ補習学科目トス
- 二、補習ノ時間ハ官公私設ノ講習又ハ学校等ニ於ケル学習ヲ記載スベシ
- 三、学科ノ講習ト学科授業法ノ講習トハ之ヲ區別シ授業法ノ補習時数ハ教育科ノ補習時数トシテ算入スベシ

乙 号 表

数	目	科学
間	身	修
時	育	教
30	語	国
100	学	数
70	史	歴
100	理	地
50	科	理
100	画	図
30	楽	音
30	操	体

備考

- 一、初等科訓導ノ成績証明書ヲ受ケタル科目及専科訓導ノ免許状ヲ有シ又ハ成績証明書ヲ受ケタル専科目ハ本表ノ補習科目トス
- 二、補習時数ハ官公私設ノ講習又ハ学校ニ於ケル学習ヲ記載スベシ
- 三、学科ノ講習ト各科授業法ノ講習トハ之ヲ區別シ授業法ノ補習時数ハ

教育科ノ補習時数ニ算入スベシ

出典 『栃木県公報』第一四五九号（昭和一六年八月一五日）（栃木県立文書館所蔵）

（二）国民学校令施行細則（教員検定関係のみ）

栃木県令第十四号

大正三年三月栃木県令第十六号小学校令実施規程左ノ通改正ス

昭和十七年三月五日

栃木県知事 櫻井安右衛門

国民学校令施行細則

（中略 編者）

第五章 職 員

第一節 検定及免許状

第五十五条 国民学校職員ノ検定及免許状ニ関スル規定ハ別ニ定ム

（後略 編者）

出典 『栃木県公報』号外（昭和一七年三月五日）（栃木県立文書館所蔵）

（三）国民学校教員検定細則中改正

栃木県令第三号

大正十三年十二月栃木県令第八十三号小学校教員及幼稚園保姆検定並免許状ニ関スル細則左ノ通改正ス

昭和十九年二月八日

栃木県知事 安積得也

第九条第一項中「之ヲ命ス」ヲ「之ヲ命シ又ハ依嘱ス」ニ改ム

第十一条中「教育課長」ヲ「教学課長」ニ改ム

第十五条中「二年以上」ヲ削ル

第二十六条中試験ヲ欠ク科目左表ヲ別表ノ如ク改ム

第二十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ専科訓導ノ試験検定ニ於テ中

等学校ニテ課スル国民科（修身、国語、歴史、地理） 理数科（数学、物象、生物）ノ各科目ニ関スル中等学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者ト認ム

一 中学校高等学校及公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ卒業者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者若ハ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クルノ資格ヲ有スル者

二 実業学校令ニ依リ設置セラレタル国民学校初等科終了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校卒業者

三 国民学校本科訓導同初等科訓導同本科准訓導及保姆試験検定ニ於テ第十六条ノ規定ニ依リ国民科（修身公民、国語漢文、歴史、地理） 理数科（数学、物象、生物）ノ成績証明書ヲ受ケタル者

四 保姆ノ試験検定ニ於テ第十六条ノ規定ニヨリ修身、国語、国史、数学ノ成績証明書ヲ受ケタル者

第二十八条 前条ニ該当セサル者ニシテ国民学校専科訓導ノ試験検定ヲ受ケタル者ニ付テハ国民科（修身、国語、歴史、地理） 理数科（数学、物象、生物）ニ関シ学力ノ検定ヲ行フ

第二十八条ノ二 保姆ノ検定試験ニ於テ第十六条ノ規定ニ依リ理科（博物、物理、化学）ノ成績証明書ヲ受ケタル者ハ専科訓導ノ試験検定ニ於テ理数科中物象、生物ニ関スル中等学校卒業程度以上ノ学力ヲ有ス

ル者ト看做シ学方ノ検定ヲ行ハス

第三十条 各試験科目ノ配當時数左表ヲ別表ノ如ク改ム

第三十一条 第三項各試験科目ノ分科及定点点表ヲ別表ノ如ク改ム 但幼稚園保姆ノ試験科目ノ分科及定点点表ハ従前ノ通トス

第三十二条中「教育」ヲ削ル

附 則

第四十八条 従前ノ規定ニ依リ専科訓導ノ試験検定ニ於テ修身、国語、国史数学ニ関シ成績証明書ヲ受ケタル者ハ第二十七条ノ規定ニ依リ国民科（修身、国語、歴史） 理数科（数学）ノ成績証明書ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十九条 従前ノ規定ニ依リ国民学校本科訓導同初等科訓導同本科准訓導ノ試験検定ニ於テ第十六条ノ規定ニ依リ修身国語歴史数学ノ成績証明書ヲ受ケタル者ハ専科訓導ノ試験検定ニ於テ国民科（修身、国語、歴史） 理数科（数学）ノ各科目ニ付中等学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者ト認メ学力ノ検定ヲ行ハス

第五十条 従前ノ規定ニ依リ国民学校本科訓導同初等科訓導同本科准訓導及初等科准訓導ノ試験検定ニ於テ上欄科目ノ成績証明書ヲ受ケタル者ハ下欄科目ノ成績証明書ヲ受ケタルモノト看做ス

数 学（幾何、代数、算術）	数 学
理 科（物理、化学）	物 象
理 科（博物）	生 物
家 事	育兒保健、家政
裁 縫	被服、家政
教 育	教育、心理、衛生
手 工	工 作

第廿六条別表

高等女学校又ハ修業年限三年以上ノ高等女学校実科及実科高等女学校卒業者若ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(女子) 師範学校、中学校、高等女学校、実業学校教員免許状又ハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者 国民学校免許状ヲ有スル者 専科調導 初等科調導 本科調導	中学校卒業者及専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(男子)	哲学 歴史 教育 心理 物理 音楽 農象 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	履修 科目 目修	科免 目許	科免 目許	調本 導科
	修業年限三年以上ノ高等女学校実科及実科高等女学校卒業者若ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(女子)	歴史 教育 心理 生物 音楽 家政 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	同上	調初 導科
	修業年限三年以上ノ高等女学校実科及実科高等女学校卒業者若ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(女子)	教育 家政 音楽 体育 科目以外ノ 修身公民	教育 音楽 農象 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	調本 導科
	修業年限三年以上ノ高等女学校実科及実科高等女学校卒業者若ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(女子)	教育 家政 音楽 体育 科目以外ノ 修身公民	教育 音楽 農象 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	調初 導科
	修業年限三年以上ノ高等女学校実科及実科高等女学校卒業者若ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(女子)	修身公民 教育 衛生 育兒保健 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	同上	調養 導護
	修業年限三年以上ノ高等女学校実科及実科高等女学校卒業者若ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(女子)	修身公民 教育 衛生 育兒保健 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	科免 目許 同右 科目 保育以外ノ	保 姆
	修業年限三年以上ノ高等女学校実科及実科高等女学校卒業者若ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者(女子)	修身公民 教育 衛生 育兒保健 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	同上	同上

私立学校認定ニ依リテラレタル学校ノ卒業者又ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子) 修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(女子)	修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子)	哲学 歴史 教育 心理 物理 生物 音楽 農象 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	履修 科目 目修	科免 目許	科免 目許	調本 導科
	修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子)	歴史 教育 心理 生物 音楽 家政 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	同上	調初 導科
	修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子)	教育 家政 音楽 体育 科目以外ノ 修身公民	教育 音楽 農象 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	調本 導科
	修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子)	教育 家政 音楽 体育 科目以外ノ 修身公民	教育 音楽 農象 工作 体育 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	調初 導科
	修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子)	修身公民 教育 衛生 育兒保健 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	同上	調養 導護
	修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子)	修身公民 教育 衛生 育兒保健 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	科免 目許 同右 科目 保育以外ノ	保 姆
	修業年限二年ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校卒業者 専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル者(男子)	修身公民 教育 衛生 育兒保健 科目以外ノ 修身公民	同上	同上	同上	同上

点 定 目 科 学				
100	身 修	国 民 科		
100	語 国			
100	史 歴			
100	理 地	理 数 科		
100	学 数			
50	論理			物 象
50	地実			
100	計			生 物
50	論理			
50	地実			
100	計	意大育教		
40	論 理	専 科 目		
60	地 実			
100	計			
100	地実育教			

30	論理	教 練	体 鍊 科
70	地実		
100	計		
100	政 家		家 政 科
50	論理	育 児 保 健	
50	地実		
100	計		
50	論理	被 服	
50	地実		
100	計		
50	論理	農 芸	
50	地実		
100	計		
100	地実育教		

30	論理	書 道	芸 能 科
70	地実		
100	計		
80	論理	図 画	
70	地実		
100	計		
30	論理	工 作	
70	地実		
100	計		
30	論理	体 操	体 操 科
70	地実		
100	計		
30	論理	武 道	
70	地実		
100	計		

100	学 数		理 数 科
50	論理	物 象	
50	地実		
100	計	生 物	
50	論理		
50	地実		
100	計	農 業	実 業 科
50	論理		
50	地実		
100	計	音 楽	芸 能 科
20	典 楽		
40	使 用 器		
40	歌 唱		
100	計		

三、養護訓導

点 定 目 科 学			
100	公 民	修 身	国 民 科
100	育 教		教 育 科
100	理 心		
100	生 衛		
50	論理	育 児 保 健	家 政 科
50	地実		
100	計		
100	地実育教		

出典 『栃木県公報』第一七〇八号（昭和一九年二月八日）（栃木県立文書館所蔵）

【四】国民学校教員検定細則中改正

栃木県令第五十一号

大正十三年十二月栃木県令第八十三号小学校教員及幼稚園保姆検定並免許状二関スル細則左ノ通改正ス

昭和二十年十一月三十日

栃木県知事 相馬敏夫

第四条第一項中手数料ヲ左ノ如ク改ム

納付者別

手 数 料

訓 導 養 護 訓 導 保 姆 手 数 料 円 円

第四十三条中「金參拾銭」ヲ「金壹円」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出典 『栃木県公報』第一八四八号（昭和二〇年二月三〇日）（栃木県立文書館所蔵）

〔五〕 国民学校教員検定細則中改正

栃木県令第二十九号

昭和二十年十一月栃木県令第五十一号国民学校教員及幼稚園保姆検定並に免許状に関する細則中次のやうに改正する。

昭和二十一年六月二十八日

栃木県知事 小川喜一

第四条第一項中手数料を次のやうに改める。

納付者別	手数料
訓導、養護訓導、保姆	拾五圓
准訓導	拾圓

第四十三条中「金壹圓」を「金參圓」に改める

附 則

この県令は、七月一日からこれを適用する。

出典 『栃木県公報』第一八八五号（昭和二十二年六月二十八日）（栃木県立文書館所蔵）

**Historical analysis on certificate examination system
for elementary school teachers in Tochigi prefecture
under the prewar school system (3): 1941 – 1946**

MARUYAMA Tsuyoshi